

令和 8 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

(管理会社コード 16714)

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先 ビジネスサポート本部 松永 みどり

(TEL:03-6843-1413)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○E T F 名称

489A_東証 R E I T 物流フォーカス E T F

○変更内容およびその理由

変更の内容

各規定の内容の明確化や用語・記載の整理を図るため所要の変更を行います。

理由

関係法令・諸規則への適合性を高めるために規定内容をより明確化するとともに、現行の運用との整合性を図るため用語・記載の見直しを行います。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

届出日 : 令和 8 年 8 月 13 日

実施日 : 令和 8 年 8 月 14 日

以上

東証REIT物流フォーカスETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
1. 基本方針 この投資信託は、東証 REIT 物流フォーカス指数を対象指標（以下、「対象指標」とし、対象指標に採用されている不動産投資信託証券（以下、「REIT」という場合があります。また、採用予定を含みます。）への投資を行うことにより、<u>信託財産の 1 口当たりの純資産額</u>の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標に運用を行うことを基本とします。 2. 運用方法 (1) <略> (2) 投資態度 ① この投資信託は、<u>信託財産の 1 口当たりの純資産額</u>の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指標に採用されている REIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得する REIT については、この限りではありません。なお、対象指標から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。 ② <u>投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的として、対象指標への連動率を向上させるため、資金動向に応じて第 21 条の 2 に規定する不動産投資信託指数先物取引の買い建てを行う場合があります。</u> ③～④ <略> (3) <略> （受益権の申込単位および価額） 第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。 1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の 3 営業日間 2. <略> 3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間 <u>（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期</u>	1. 基本方針 この投資信託は、東証 REIT 物流フォーカス指数を対象指標（以下、「対象指標」とし、対象指標に採用されている不動産投資信託証券（以下、「REIT」という場合があります。また、採用予定を含みます。）への投資を行うことにより、<u>基準価額</u>の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標に運用を行うことを基本とします。 2. 運用方法 (1) <略> (2) 投資態度 ① この投資信託は、<u>基準価額</u>の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指標に採用されている REIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得する REIT については、この限りではありません。なお、対象指標から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。 ② 不動産投資信託指数先物取引の買い建てを行う場合があります。 ③～④ <略> (3) <略> （受益権の申込単位および価額） 第 12 条 <略> ②～③ <略> ④ 第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。 1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の 3 営業日間 <u>（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内）</u> 2. <略> 3. <u>ファンドの計算期間終了日（決算日）</u>の 3 営業日前以降の 3 営業日間

間終了日の4営業日前以降の4営業日間) 4.～5. <略> ⑤～⑦ <略> (投資の対象とする資産の種類) 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.有価証券 ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、<u>第21条の2</u>に定めるものに限り。) ハ.金銭債権 <u><削除></u> <u><削除></u> <u><削除></u> (運用の指図範囲等) 第17条 <略> ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。 1.預金 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3.コール・ローン <u><削除></u> (利害関係人等との取引等) 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第21条の2</u>、<u>第22条</u>、<u>第25条</u>から<u>第26条</u>に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 ② <略> ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第21条の2</u>、<u>第22条</u>、<u>第25条</u>から<u>第26条</u>に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うこと	4.～5. <略> ⑤～⑦ <略> (投資の対象とする資産の種類) 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.有価証券 ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、<u>第21条</u>に定めるものに限り。) ハ.金銭債権 ニ.約束手形 <u>2.次に掲げる特定資産以外の資産</u> <u>イ.為替手形</u> (運用の指図範囲等) 第17条 <略> ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。 1.預金 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3.コール・ローン <u>4.手形割引市場において売買される手形</u> (利害関係人等との取引等) 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第21条</u>、<u>第22条</u>、<u>第25条</u>から<u>第26条</u>に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。 ② <略> ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに<u>第21条</u>、<u>第22条</u>、<u>第25条</u>から<u>第26条</u>に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことが
--	--

とができます。 ④ <略> <u>(投資する不動産投資信託証券の範囲)</u> <u>第 21 条 委託者が投資することを指図する不動産投資信託証券は、原則として対象指標に採用されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。</u> <u>(先物取引等の運用指図)</u> <u>第 21 条の 2 委託者は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的および価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに定める外国金融商品市場）におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u> <u>(交換請求)</u> 第 38 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。 1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の 3 営業日間 2. <略> 3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間 <u>(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の 4 営業日前以降の 4 営業日間)</u> 4. ～5. <略> ③～⑤ <略> ⑥ 第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。<u>当該抹消に係る手続きおよび第 39 条第 3 項に掲げる交換 REIT に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第 39 条第 2 項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> ⑦～⑬ <略>	できます。 ④ <略> <u><新設></u> <u>(先物取引等の運用指図)</u> <u>第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに定める外国金融商品市場）におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u> <u>(交換請求)</u> 第 38 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを中止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第 5 号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。 1. 対象指標構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の 3 営業日間 <u>(ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の 4 営業日前から起算して 4 営業日以内)</u> 2. <略> 3. 計算期間終了日の 3 営業日前以降の 3 営業日間 4. ～5. <略> ③～⑤ <略> ⑥ 第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。 ⑦～⑬ <略>
--	--

(受益権の買取り) 第 40 条 <略> ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日（前項第 2 号のときは金融商品取引所における最終取引日）の基準価額とします。 ③～⑤ <略>	(受益権の買取り) 第 40 条 <略> ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。 ③～⑤ <略>
---	--